

2021年1月8日
アフラック生命保険株式会社

内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の登録について

当社は、1月8日付で、消費者庁が導入した「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）※」に登録されました。

当社は「企業理念」の一つに「法令等の遵守（コンプライアンス）」を掲げ、コンプライアンス態勢の確立・強化及びその推進に積極的に取り組んでいます。

そのなかで内部通報制度においては、法令違反などのコンプライアンスに係わる事項について、役職員等が直接通報・相談できる内部通報窓口を社内に設置しています。また、経営から独立した社外窓口（社外弁護士）を設置し、案件の重大性に応じて取締役会、代表取締役、監査役に報告する態勢を整備しています。

通報によって法令や社内規程等の違反が判明した場合は、迅速な是正、再発防止策の構築を行います。また、公益通報者保護法を踏まえ、通報者が正当な通報・相談したことを理由として不利益な取扱を受けることのないよう通報者保護の確保を含めた適正な運営を徹底しています。

このたび、当社のこうした取り組みが評価され「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」に登録されました。今後も、ステークホルダーの信頼に応えるために内部通報制度を適切に運営することでコンプライアンス重視の企業姿勢を社内外に明確に示し、強固なコーポレートガバナンス態勢の確保に努めていきます。

※内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）とは、事業者が自らの内部通報制度を評価して、認証基準に適合している場合、当該事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認した結果を登録し、所定のWCMSマークの使用を許諾する制度です。

【内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に基づくWCMS マーク】

